

第1回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議議事概要

日時： 平成25年 9月27日（金） 10：40～10：50
場所： 官邸3階南会議室
出席者： 菅 義偉 内閣官房長官
麻生 太郎 財務大臣
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
太田 昭宏 国土交通大臣
新藤 義孝 総務大臣
林 芳正 農林水産大臣
森 まさこ 文部科学大臣臨時代理
世耕 弘成 内閣官房副長官
和泉 洋人 内閣総理大臣補佐官
井上 信治 環境副大臣
平 将明 経済産業大臣政務官
杉田 和博 内閣官房副長官
古谷 一之 内閣官房副長官補
黒田 篤郎 内閣官房内閣審議官

【菅内閣官房長官から冒頭挨拶】＜カメラ撮り＞

- ただいまから、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」を開催いたします。
- 官民ファンドは、民間資金の呼び水として、効果的、効率的に活用されることが期待されるところです。
- このため、今般、政府が一体となって、官民ファンドの運営状況について検証を行うべく「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」を立ち上げることとしました。
- 官民ファンドの活用の推進のため、この会議のもと、関係閣僚の皆様におかれましては、一丸となって取り組んでいただくよう、お願いいたします。

【官民ファンドの運営に係るガイドラインについて】

（菅内閣官房長官）

- それでは、まず、官民ファンドに係るガイドラインについて、世耕副長官から説明してもらいます。

（世耕内閣官房副長官）

- お手元の資料1の「官民ファンドの運営に係るガイドライン（案）」をご覧ください。
- 本年5月に、私が座長となり、有識者と官民ファンド担当府省の局長級からなる、「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を設置し、官民ファンドの運営状況等について議論を行ってまいりました。この会議において、先般、官民ファンドの運営状況について検証を行うためのチェック項目を、お手元の「ガイドライン」として取りまとめたところで

す。

- 今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況の検証を行うため、本日、本関係閣僚会議において、このガイドラインを会議決定していただくとともに、この会議の下に、「関係閣僚会議幹事会」を置き、ガイドラインに基づき定期的な検証を行う場として位置づけることとしたいと考えております。
- では、ガイドラインの内容を簡単にご説明いたします。構成は、以下にご説明しますように柱として5つの項目を示し、それぞれにおいて官民ファンドの評価・検証を行うためのチェック項目を示したものとなっております。
- 1つ目は「官民ファンドの運営全般」です。法令上の政策目的に沿って運営されているかという点や、民業補完に徹しているかという点をチェック項目として示しております。
- 2つ目は「投資の態勢及び決定過程」です。投資の決定に係る組織について、監視・牽制する仕組みが明確化され、機能しているかという点や、投資実績の評価・開示が適切になされているかという点を示しております。
- 3つ目は「ポートフォリオマネジメント」です。個別の案件でのリスクテイクとファンド全体での元本確保のバランスが適切に取られているかという点を示しています。
- 4つ目の「民間出資者の役割」では、ファンドが民間出資者対して、投資実績を適時適切に報告しているかという点、また5つ目の「監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係」では、政策目的の達成状況・競争への影響等について国と意見交換を行うための態勢を構築しているか等が示されております。
- これらのチェック項目に基づきまして、官民ファンドの運営状況についての検証や、設立準備中の官民ファンドの制度設計についての意見交換を行ってまいりたいと考えております。
- なお、今後の予定でございますが、第1回目の検証作業を行うための関係閣僚会議幹事会を、11月末頃を目途に開催したいと考えております。また、今後、年に数回の頻度で定期的に幹事会を開催し、議論を行っていきたいと考えております。

(管内閣官房長官)

- 本事案に関しまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(麻生財務大臣)

- 今後、本ガイドラインに基づき関係府省が一体となって評価・検証作業を実施することで、官民ファンドが政策目的に沿って適切に運営されていくことを期待しております。
- また、出資者としては、今後、本ガイドラインを活用して、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資実行後のモニタリングや投資実績の情報開示など、ガバナンスの強化を求めていきたいと思っております。

(管内閣官房長官)

- 他にないようでありますので、このガイドラインを本会議決定としたいと思っております。
- それでは、第1回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議は、以上をもって終了

します。

以上